



第 273 号



- 全産廃連 「第50回関東地域協議会」を開催
- 青年部だより アースデイ東京2013でごみゼロステーションを運営
- 東日本大震災復興支援 ベルマーク回収にご協力ありがとうございました
- 女性部だより 第9回定時総会を開催



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

目次

とうきょうさんぱい

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



次世代に贈る未来のために…
高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001（認証取得：1999年5月）
- OHSAS18001（認証取得：2003年10月）
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



高俊興業株式会社 <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント（高精度選別再資源化工場）
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



全国産業廃棄物連合会「第50回関東地域協議会」を開催
環境省・塚本産廃課長、全産廃連・仁井専務理事が講演

[青年部だより]
アースデイ東京2013でごみゼロステーションを運営
たくさんの来場者の「環境目標」を前に「ごみを捨てる」について再認識

「ベルマーク回収による東日本大震災被災校への支援活動」にご協力ありがとうございました

[女性部だより]
第9回定期総会を開催
新役員1名増員、協会の新法人化移行に気持ち一新

身近な「ヒヤリ・ハット事例」 Part71	15
委員会報告（青年部、中間処理委員会、医療廃棄物委員会、法制度検討委員会）	16
講師余談	18
地球温暖化対策 今、注目のバイオミメティクスが面白い…	20
協会の主な今後の日程	21
会員情報	22
新入会員紹介	23
よろず相談（税務・平成25年度税制改正）	24
事務局だより・編集後記	28
表紙の言葉	21

全国産業廃棄物連合会「第50回関東地域協議会」を開催 環境省・塚本産廃課長、全産廃連・仁井専務理事が講演

平成25年4月19日(金)14時から、青山ダイヤモンドホール地下1階「サファイアーム」(港区北青山)に於いて、第50回関東地域協議会が開催された。

協議会に先立ち開催された関東地域協議会会長会議において会長及び副会長の改選があり、石井邦夫会長・城田裕司副会長・松澤博三副会長が再任されたことが事務局より報告された。協議会は平成24年度の事業報告・収支決算報告と25年度の事業計画案・収支予算案、次回開催地について審議し、いずれも原案どおり承認された。続いて全産廃連・仁井正夫専務理事、来賓の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の塚本直也産業廃棄物課長が講演し、議事を終了した。



全体風景

開会にあたり石井会長が「平成20年12月に公益法人改革三法が施行され、関東地域協議会では3県の協会が公益社団法人に、1都4県の協会が一般社団法人に移行し、それぞれ新たなスタートを切りました。気持ちを新たに引き続き連合会へのご協力、関東地域協議会への参加を宜しくお願いいたします。」



石井会長

さて、長引く景気低迷からの脱却を図るために安倍政権は経済政策として、いわゆるアベノミクス三本の矢を打ち出しました。これにより公共事業の増加が見込まれ、我々業界でも期待感が高まっているところです。しかしながら現状を見ますと、産業廃棄物の排出量は減少傾向にあり、燃料費の高騰など業界にとって依然として厳しい状況が続いている。一方、循環型社会構築の重要な担い手としての役割に期待が高まっており、廃棄

物の適正処理については従来の「安全」に代わり「安心な処理の実現」、「地球温暖化防止のための低炭素化社会への対応」も強く要請されるようになってきています。このような中で平成23年4月から優良産業廃棄物処理業者認定制度が導入され、その活用を図る方策として環境配慮契約法に基づく基本方針が本年4月に閣議決定されました。その内容について仁井専務から講演をいただきますが、認定業者やそれと同等の優良化への取組をしている処理業者が報われるような制度になればと期待しているところです。新政権による景気浮揚策は時間差をもって我々業界に効果が現れることは今までの経験則ですが、政策としても海外展開を含め業界育成策がとられてきています。また時代そのものが、循環型社会・低炭素化社会の構築の流れの中にあります。そのような中、本日は2つ目の講演として新たに就任されました環境省の塚本課長よりお話をいただくことになっています。東日本大震災後の対応を含め今後の事業運営、経営のヒントが得られるものと思われます。是非この機会に大いに意見交換ができるかと思っております。」と挨拶した。

次に全産廃連・仁井専務理事は、「いまの石井会長のお話もありましたように、気分的には政権が代わり新たな施策が打ち出され、明るくなってきたと感じられるところではありますが、実際に物が動いているかということになりますと、私が会員の

皆さまと色々とお話しする限りにおいてはまだまだというところが多いようです。一方で顧客側の顔色は明るくなってきたというところもあり、これから展開に期待したいと思います。ただ長期的にみますと私共がターゲットにしている製造業、建設業などは徐々に全産業の中でのウェイトを減らしてきているのはまぎれもない事実です。そういう中で我々業界としてはますます顧客のニーズを取り入れる、あるいは付加価値でのビジネスをしていくことが必要となってくると思いますし、そういうものの一つの切り口として優良化認定制度もあるのではないかと思っています。昨年の全産廃連の様々な活動の中で主なものとして、環境配慮契約法において産業廃棄物処理委託を優良認定要素を軸に有利なポジションをつくるような話ができたと思っております。しかし優良認定は5年ごとの更新のときにしか申請が出せないといったような点についてはこれから役所と協議調整していく大きな課題だと思っています。もうひとつは、減価償却の耐用年数が、産廃業界はほかの業界に比べて非常に不利益におかれている問題に力を入れて取り組んできました。産廃業界だけがこういう話を税制改正に持ち込み、特別措置ということではなく一般ルールについて修正してくれと、かなり困難な戦いを挑んだわけです。その中で一部については我々の主張を組み入れるような形で3月末に財務省令が改正されたことは大きい成果といえますが、一方でいえば要求に対しての答えはほんのわずかだということでまだ課題は残ります。これからもい

いろいろと課題があるかと思います。皆さん方と連携をとりながらしっかりとやっていきたいと思います。」と挨拶した。

出席者の紹介に続き、石井会長が議長に就任して議案の審議に入り、事務局から平成24年度の事業と収支決算報告、平成25年度の事業計画案と収支予算案について説明があり、いずれも異議なく承認された。また、次の協議会開催地を山梨県とすることが承認された。

続いて、全産廃連・仁井専務理事が『国における優良認定制度活用の方向』と題し講演した。

まず、平成17年4月にスタートした旧優良制度と平成23年4月に開始された優良認定制度の違いについて、旧優良制度は「知事等の判断による（できる規定）」であったため、「あまり活用されてこなかったように思える」が、優良認定制度は「なんといっても、法に基づく全国一律の制度であることが旧制度と比して最大の特徴」で、環境省においても各種の活用策を検討中であると説明があった。そして「優良認定制度は、関係者が育っていくもの」とのことだ。

次に環境配慮契約法と基本方針の概要、産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方と裾切り方式について資料を示しながらの説明があった。

最後に仁井専務理事が検討会に参加してきた上での個人的な評価として、「国・国の独立行政法人から直接産業廃棄物処理業務の委託を受けるウェイトは一般的にはさほど高いものではないが、これにより優良認定制度の一般への認知度も高まるものと想定される。また、当

初検討されていた総合評価落札方式から裾切り方式へ方針が変更されたことにより、地方公共団体や民間にも波及しやすい方式となったことは間違いない。国、地方公共団体へと波及していくれば、民間においても類似の選定方針が採られる可能性も高いものと思われる。今後の経営環境に大きな影響を及ぼす可能性があり、従って皆さん方には優良認定への積極的なチャレンジをお願いしたい。しかし、優良認定が業許可更新に伴う措置として制度化されていることから、要件を満たしても更新時にならないと認定を受けられないという問題がある。全産廃連としては、制度の骨格は維持し、更新の前倒しによる優良認定が可能となるよう適切な措置を求めていくこととしている」とのことだ。さらに「皆さんに是非お願いしたいのは、不都合なことや疑問などがありましたら、全産廃連にお寄せください。個々の契約について何か問題があったからといってすぐに是正されることはありませんが、おそらく2~3年に1回は見直しされると思いますので、こういう点を見直してほしいという具体的な事例の積み重ねがパワーとなり、然るべき時期にはそうした事例を武器に交渉できると思います。是非お願いします。」と講演を締めくくった。

続いて、協議会中に到着した環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の塚本直也産業廃棄物課長が「本日は皆さまの貴重な会合にお招きいただきありがとうございます。私は環境省職員になって最早30年です。入省して一番最初に与えられた仕事はPCBの焼却試験の立会いで、安

全管理のため煙突の横に一日中立っていました。最初はそういう形で産業廃棄物と少し関係したのですが、その後は大気、水など色々な分野を担当し、廃棄物関係については全くの新参者です。今後皆さんのお仲間に入れていただき、産業廃棄物の適正処理を進めるという大きな目的に向けて一緒にやらせていただければ幸いです。」と挨拶し、続いて『産業廃棄物行政の現状と今後の展望について』と題し、講演を行った。

講演概要は次のとおり。

1. 東日本大震災への対応

東日本大震災によって岩手県・宮城県・福島県において膨大な災害廃棄物が発生しました。これに対し、平成26年3月末に向けた処理目標をたてて鋭意努力してきました。この3県での処理の進捗状況はそれぞれ異なりますが、宮城県においてはかなり目標に近い56%の処理が進み、岩手県においても目標にはまだ及びませんが着実に進展しています（進捗率44%）。福島県においてはまだこれからいろいろと進めいかなければならぬところです（進捗率35%）。



塚本・環境省産廃課長（左）

被災地における処理については、災害廃棄物の仮置場への搬入率は約9割でかなり進んでいます。また、津波堆積物についても処理施設で分別し、それぞれ適切な仮置場あるいは処分場へ運んでいます。広域処理はこれまでに1都1府13県にお願いし実施しました。また、再生利用等についても進めております。このように震災で発生した通常の災害廃棄物については、皆さまのご協力を得ながら着実に進めています。

他方、放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、ご承知の通り各自治体、各地域で大変に厳しい問題を抱えています。原子力事業所関係の特定廃棄物を新たに指定し、それについては国が責任を持って処理することとなっています。具体的には福島県の中で特に汚染が厳しい対策地域で発生したすべての廃棄物、そして地域外であっても下水道汚泥や焼却施設の焼却灰等で測定の結果が8,000Bq/kgを超えた廃棄物については環境大臣が指定廃棄物と指定し、国が処理を進めます。そして、大変重要なことは、8,000Bq/kgを超えない廃棄物については、たとえ廃棄物の中に放射性物質があったとしても日常生活を行ううえで健康に問題がないとして、通常の廃棄物として適切に処理するという考え方です。また、特定廃棄物とは少し違う概念の、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物というものもあります。

次に、指定廃棄物（放射性物質汚染廃棄物）の最終処分場については現在、環境省と地元自治体との間で非常に悩みが多い状況です。役所もがんばっています

が、政治的イニシアチブをいただきながら進めてきましたが、政権交代もありなかなか行先が見えない状況となっています。今日は残念ながら、進捗についてあまり多くの報告をすることができません。

2. 産廃処理業の優良化の推進

さきほど仁井専務理事から紹介いただいたということですので私からは割愛しますが、皆さまにお願いしたいのは、こうした優良産廃事業者を業界の皆さんと一緒に一社でも多く育てていって、全国の排出者と処理事業者の円滑な関係、そして廃棄物の適正処理を推進していくと思っていていますので宜しくお願ひいたします。

3. 産業廃棄物行政の最近のトピック

■PCB廃棄物

PCB廃棄物については、昭和48年から高温焼却方式による施設の設置を目指して努力を続けてきました。高温処理は技術的には確立されていますが、焼却して煙突から煙を出すことは、周辺住民にどうしても了解が得られず、長年ひたすら保管してきましたが、平成10年に当時の厚生省が調査した時点ですでに11,000台が紛失しているという大変な事態っていました。他方、2001年（平成13年）には国際的な動きとしてストックホルム条約ができて、平成40年までにPCBをはじめとする難分解性の化学物質について、きちんと処理して地球上から無くしていくということになりました。また、化学分解による新たな処理技術も確立しま

した。こうした状況をうけて2004年、国は環境事業団を改組して現在のJESCO（日本環境安全事業株式会社）を発足させ、全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道）に事業所を展開してPCB廃棄物の処理を開始しました。この5事業所は全て異なる技術を使っていることが特徴です。

PCB廃棄物は3つのカテゴリーに分けて処理しています。1つ目は高圧トランス・コンデンサ等で中身がほぼ100%PCBです。現時点で概ね5割程度の処理が完了しています。2つ目は以前生産されていた蛍光灯安定器（約600万個）や感圧複写紙等の汚染物です。安定器は小型で分解が困難なためプラズマ溶融技術により1,400~1,500°Cの炉で一気に溶融分解します。3つ目は新しいカテゴリーである微量PCB汚染廃電気機器等（トランス・コンデンサ、再生油柱上トランス等）で、民間の力を借りて処理しようとするものです。PCBが使われていないはずなのに測定してみると微量のPCBが混入しており、かつてPCBを使用した製造ラインからの混入や、予想外の理由でコンタミネーションとして入ってきたPCBです。全国にトランス・コンデンサは160万台、昔のトランスの再生油で作られた柱上トランスにいたっては382万台あり、JESCOのみでは処理能力を上回る状況です。こちらは含まれるPCBが微量ですので、JESCOのような特殊で閉鎖的な環境でなくともある程度の技術的な安全性をもってすれば民間事業者でも十分に処理可能です。環境大臣の認定を受けた民間の無害化処理認定事業者は現在9社ありますが、この9社です

べて処理できる状況ではありませんので、環境省は今後も新規の事業参入を期待しています。

PCB廃棄物の処理期限については、微量PCBという新しい問題が生じたり、安定器の処理が非常に難しいといった理由で、当初の10年から、新たな処理期限を平成39年3月まで延長する政令が平成24年12月に公布・施行されました。排出事業者にとっては、あと10年黙っていても大丈夫かなという気の緩みが出て、処理の出し済りが起きることを行政としては懸念しています。PCBを保管している事業者の方は、1日も早く自社のPCBを無くすようにご協力をお願いしたいと思っています。また、期間を延長したことにより、できるだけ効率的に処理するための地域間の協力も今後の課題です。

■不法投棄件数及び投棄量の推移

不法投棄件数は近年劇的に減少しています。これは法律の強化に加え、都道府県の管理当局や廃棄物処理事業者みずからへの努力があったためです。不適正処理件数と処理量についてもだんだん減っています。環境省としても今後も自治体と協力しながら監視、あるいは事業所の方々の応援を進めたいと思っていますので、ぜひとも業界団体のご協力をお願いします。平成10年度から産業界と国が協力して基金をつくり、平成23年度末までの13年間で延べ80件の不法投棄事案の処理をしました。産業界と国と都道府県の事業費負担割合を、平成24年度までの2:1:1から4:3:3とし（平成25年度～27年度）、より均等な割合で進めます。

28年度以降の支援のあり方については今後検討を進めていきます。

■特別管理産業廃棄物の新規規制

水質汚濁防止法施行令で指定された特定施設等から排出される汚泥、ばいじん、廃酸又は廃アルカリについて、基準値を超える1,4-ジオキサンを新たに特別管理産業廃棄物に指定しました。また、1,1-ジクロロエチレンに係る特別管理産業廃棄物の基準値が見直されました。これに伴い、処分地における放流水・地下水等に関する基準値も改正されています。

昨年5月の利根川水系における水道取水障害が発生しました。原因は、産業廃棄物に含まれていたヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま中間処理業者から河川に排出されていたためであることがわかりました。これを一つの教訓とし、産業廃棄物に含まれる化学物質等についての排出事業者から処理業者への情報提供のあり方、処理委託する際の基準の明確化の検討を進めています。

■最近環境省から発出した通知について

①「行政処分の指針について」「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱について」

従前からある同名の通知について、平成22年度の廃棄物処理法の一部改正による改正事項等について内容を見直し、平成25年3月29日付で各都道府県・政令市に対して通知したものです。

②「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議

決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について

バイオマスを発電燃料とする事業者が増えていることに対応して、マテリアルリサイクルと同様、審査を経れば、電気・熱・ガスのエネルギー源として利用する場合の廃棄物はリサイクル業者に届いた段階で有価物と認めるという通達を出しました。

■廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

石油・石炭・天然ガス等の化石燃料に対する課税の方法が一昨年に変わり、新しい炭素税は、石炭のように炭素を多く含むものには税率は多く、天然ガスのように地球温暖化への影響が少ないものには税率を軽くという考え方に基づき、三段階で課税しています。ここで得られた収益については、低炭素化社会構築のための様々なインフラ整備等に使用されます。

具体的に皆さまと関係のあることでは、廃棄物エネルギー導入事業として(1)廃棄物高効率熱回収、(2)バイオマス熱供給、(3)バイオマスコーチェネレーション、(4)廃棄物・バイオマス燃料製造、(5)熱輸送システムの5つの高効率な廃棄物又はバイオマスエネルギー利用施設の整備事業と、低炭素自動車導入事業に対して補助を行っています。(補助交付額は補助対象となる施設整備費の1／3～1／2を限度)この補助金については、まだ利用者が少ないので興味のある事業者さんがありましたら是非、お声

かけをしていただければと思います。小さい事業規模では数千万円から大きい事業所では22億円の補助実績があります。

来年度予算要求において、まったく別の補助制度も検討中です。

■循環型社会形成推進

国は第三次循環基本計画(案)を作成し、廃棄物の資源活用を推進しています。より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性等のいっそうの向上を目指し、平成32年度までの新たな目標を掲げてさらに進めていこうとしています。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が本年4月1日に施行されました。具体的には電話機やドライヤー等、ありとあらゆる家庭内の電気製品に含まれる希少金属を回収してリサイクルを推進しようとする制度です。今後この事業が進んでいくことを期待しております。

最後にこの講演を受けて石井会長が「関東は全国で排出される廃棄物の約4割を占める地域です。廃棄物が平成22年をピークに減少している状況の中、いかに廃棄物の循環率を高めるかが、我々にとってビジネスチャンスの一つだと思っています。産業界は循環型社会の重要な部分を占めていますので、適正処理はもちろん、これまで以上にリサイクルに力を注いでいただきたいと思います。」と述べ、全ての議事を終了した。

青年部だより

アースデイ東京2013でごみゼロステーションを運営 たくさんの来場者の「環境目標」を前に「ごみを捨てる」について再認識



ボランティアとして集った青年部各社の社員とご家族の皆さん(初日)

●第1日目: 平成25年4月20日(土)

今年も代々木公園で「アースデイ東京2013」が開催された。数えてみると、アースデイ東京は今年で13年目を迎えるという。毎年10万人規模のお客さんを集めるイベントが13年も続くというのは運営側の努力もさることながら、協力してくれるボランティアスタッフや出展者、そしてアースデイを愛してくださるお客様がいてくれるからであろう。

そんな私も、アースデイに参加するの

はもう5回目になる。これだけ大きなイベントに参加させてもらえるのは若干のプレッシャーがあるものの、とても楽しい。たくさんのボランティアスタッフと知り合え、仲間ができるし、アースデイをお互いに盛り上げようとする雰囲気がとても好きである。今年は東京都産業廃棄物協会青年部として、ごみゼロステーションのボランティアの方々とブースの運営をさせていただいた。ブースの詳細については2日目の記事を読んでいただければわかると思うので、私は「ごみを捨てる」ということについてアースデイ

で感じたことを書いていきたいと思う。



春の小雨の中会場入口付近より

アースデイのごみゼロステーションは他のイベントと違い、あることが徹底されている。何が徹底されているかというと、イベントで出たごみしか受け取らないのだ。コンビニやアースデイに出店している店舗以外のごみは持ち帰ってもらうようボランティアスタッフが声をかける。「このごみはアースデイで出たごみではないので、お持ち帰りください。」初めて来た来場者はとても驚いた様子だ。「ごみを捨てられない」このとき、来場者は「ごみを捨てる」という当たり前に思える行動が当たり前でなかったと感じる。ごみを捨てられないのは不便だし、とても不快だ。ましてや、ごみを捨てに行って、断られるとは思っても



ごみ釣りゲームで分別のお勉強

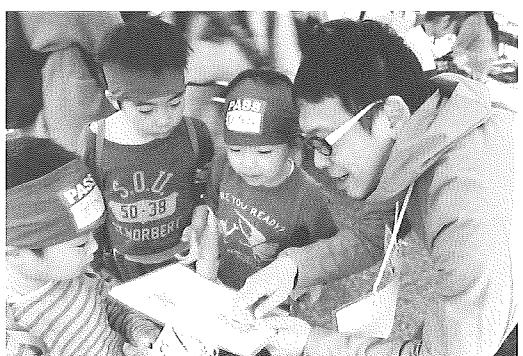
いないであろう。しかしこんな経験はアースデイというイベントでしか経験できない。きっと断られた来場者は家に帰ってごみを捨てたときホッとするに違いない。ごみを捨てるということがとても大切なことであり、重要なことだと認識したのではないだろうか。そしてごみを減らそうと思う意識を少なからず持つのではないかだろうか。

普段廃棄物に関わる仕事をしているからこそ見失ってはいけない、「ごみを捨てる」という重要なことを再認識させられた、アースデイ初日だった。

(白井エコセンター(株) 平野幹尚 記)

●第2日目：平成25年4月21日（日）

前日以上に朝から気温が低く、冷たい雨が降り注いでおり大変な1日を予感させましたが、お昼前にはその雨も上がり太陽が顔を覗かせてきました。



子供の目線で接するボランティアスタッフ
1日目と同様にごみゼロステーションの運営でしたが、2日目はボランティアの方々と連携してブースのリーダーとして運営をしました。至らない点も多数

あったかと思いますが、たくさんの有志の方に参加していただき感謝の気持ちでいっぱいでした。



「環境目標」のオブジェを作る子供達

ブースの内容は「ごみゼロスクールの運営」と「フェイスペイント」で、来場した子供たちや環境に興味を持っている一般の方々に廃棄物に関する説明をし、木の葉型の紙に今後の環境に対する目標を書いてもらい1本の木にしていくオブジェと、フェイスペイントをした方の写真を撮り、アースデイをテーマにしたモザイクアートを作り上げました。

昨年も来てくれた子供たちが、昨年作ったモザイクアートを見て「あ！私ここにいる！」「僕もいる！」などと楽しそうに見てくれる光景を何度も目にしました。

印象に残った環境に対する目標として、



木の葉に記された子供たちの「環境目標」

小さなお子さんが「ごみを減らす」や「ママと一緒にごみを分ける」などあり、小さなお子さんがごみ・環境に対して考えてくれたことに、寒い気候に反して心と目頭が熱くなりました。その他にも寒さを吹き飛ばす熱い目標をたくさん目の当たりにして一人木の陰で涙拭いた事もありました。

フェイスペイントでは、いくつかのパターンの絵柄から気に入った絵柄を1つ選んでもらっていたのですが、全体を見た感じでは「地球」の絵柄を選ぶ子供たちが多かったように感じました。



好評だったフェイスペイント

子供たちにとって、元々はお父さん、お母さんとのお出かけで遊びに来ている感覚だったと思いますが、アースデイに来てくれたことで少なからず環境・地球というものに対して考えてくれたのではないかなど感動を覚えるとともに、普段廃棄物に関わっている私たちもその原点である環境・地球というものに対してもう一度考え方を改めて決意させてもらった2日間となりました。

(都清掃(株) 森田剛司 記)

「ベルマーク回収による東日本大震災被災校への支援活動」に ご協力ありがとうございました

日頃より、当協会の事業活動についてご理解、ご協力を賜わりお礼申し上げます。

東日本大震災により被害を受けた学校への支援活動として、昨年9月より会員の皆様にご協力をお願いしてまいりましたベルマーク回収事業につきましてご報告申し上げます。

お寄せいただきましたベルマークの合計点数は、約60,000点（女性部による集計結果）となり、4月5日付でベルマーク運動の運営団体である公益財団法人ベルマーク教育助成財団に寄贈いたしました。

ご協力いただいた会員企業（敬称略）は下記のとおりです。多くのご支援に心より感謝申し上げます。

なお、ベルマーク教育助成財団よりお礼状が届きましたので、次頁に掲載いたします。

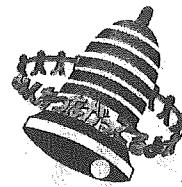
一般社団法人東京都産業廃棄物協会
会長 高橋俊美
女性部部長 二木玲子

【協力会員企業名】

(公財) 東京都環境公社	[19009.5点]
(株) 日立ビルシステム及びグループ会社	[13634.7点]
日盛運輸(株)	[12828.7点]
(株) 三凌商事	[2139.1点]
東京臨海リサイクルパワー(株)	[1729.0点]

<五十音順>

相田化学工業(株)	J F E 環境(株)
(株) アルフォ	(株) 新成興産
(株) 五十嵐商会	(株) 高井商店東神産業
(株) エコワスプラント	高俊興業(株)
大谷清運(株)	(株) 東京クリアセンター
(株) オガワエコノス	東京トリムテック(株)
オキノ	(株) トーホークリーン
(有) 小作物産	(株) ハチオウ
加藤商事(株)	比留間運送(株)
(株) 川上商店	(株) フジ・トレーディング
(株) 環境テコム	松田産業(株)
(株) クマクラ	(有) 松本興業
(株) クリエイト	武藏野土木工業(株)
(株) ケイミックス	(株) メットトラスト東京
(株) 京葉興業	リサイディアコーポレーション(株)
小坂産業(株)	(企業名不明1社)



お 礼

拝啓

日頃からベルマーク運動にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。

おかげさまでベルマーク運動の歴史も50年を超え、28000を超える保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学、公民館等が地道に活動を続け、年間約5億点分のマークが集まっています。この成果として、それぞれの教育設備の充実、そしてへき地学校や特別支援や災害被災地への援助を行って参りました。

さて、この度の東日本大震災にあたり、一般の皆様に震災復興支援のベルマークの寄贈を呼びかけましたところ、ご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいたマークは、ボランティア団体等にお願いして、仕分け、集計し、岩手県、宮城県、福島県を中心とする地域の被災したベルマーク運動参加校のベルマーク預金にさせていただいたうえで、その学校が自分たちの必要な設備品を購入できるように致します。

また寄贈していただいた皆様につきましては、原則として、ベルマーク新聞（年間4回、1月、4月、7月、10月の発行）及びベルマーク財団のホームページでもお名前を紹介させていただきます。

今後とも、ベルマーク運動のご支援をよろしくお願い致します。

敬具

2013年

公益財団法人 ベルマーク教育助成財団

〒104-0045 東京都中央区築地5-4-18

汐留イーストサイドビル7階

電話 03-5148-7255 FAX 03-5148-7256

※2013年1月26日に事務所を上記へ移転しました。





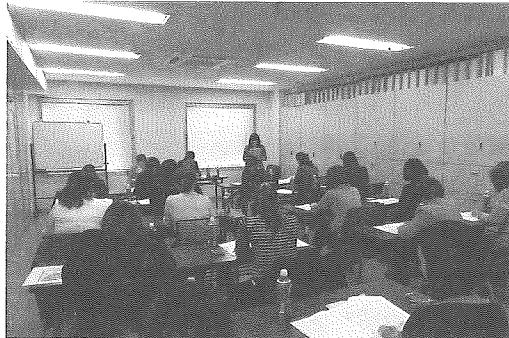
女性部だより



第9回定期総会を開催

新役員1名増員、協会の新法人化移行に気持ち一新

平成25年4月18日(木)15時より、協会会議室にて女性部第9回定期総会を開催。出席者は部員の過半数を超えており、総会は有効に成立した。



総会開催風景

野村副部長が司会進行を務め、以下の議案について審議を行った。

〔第1号議案〕

平成24年度事業報告承認の件

〔第2号議案〕

平成24年度決算報告承認の件

〔第3号議案〕

平成25年度事業計画案承認の件

〔第4号議案〕

平成25年度予算案承認の件

〔第5号議案〕

役員1名増員の件

結果、いずれも満場一致で承認された。

昨年度の動きとしては、「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が東京で開催される機会にあわせて、本女性部を中心となり『e-Lady21のつどい』を開催し、ゲスト講師としてお招きした感性アナリストの黒川伊保子様より、「女性脳と男

性脳の違い」という講演をしていただき大きな反響を得ることができた。また協会側からの依頼で始まった「ベルマーク回収」では、会員企業37社のご協力を得て、約60,000点のベルマークを被災地支援のため寄贈することができた。

今年度は、まず、環境省で作られている3Rの教材について勉強し、ごみのリサイクルや分別等に対する子供たちの理解を深める一助となるような環境教育のイベントを企画・実施する。

また、放射能についての知識を深める目的で、7月には広島県に出向き見学研修を行う予定。

女性部としては、新たな役員として、中野運輸株式会社の松原美紀子さんが選任され、また新規会員としては3名が加わり、4月18日現在、部員33名となった。

協会の古川専務理事からもご挨拶をいただき、本協会は4月1日をもって「社団法人」から「一般社団法人東京都産業廃棄物協会」に移行したとの報告を受け、女性部一同、気持ちを新たに、今後の更なる飛躍を誓った。

(東京臨海リサイクルパワー(株)

山田麻美 記)



二木部長

身近な「ヒヤリ・ハット」事例

Part71

高速道路で・・・

何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1 合流時に	左右両側から同じタイミングで自車の前に割込まれた為、慌ててブレーキを踏んだ。	十分な車間距離をとり、危険予測をしっかりと立てた運転をする。
2 合流時に	渋滞している中、トラックとトラックの間から突然バイクが現れ、接触しそうになった。	いつどのようにバイクが現れても、しっかりと対応できる運転を心掛ける。
3 合流時に	合流してくる車両が、ウインカーも点けず、急に自車の前へ割込んできた為、接触しそうになった。	合流する車両を確認したら、早めに減速して車の動きをよく観察しながら走行する。
4 料金所の中央にあるETCレーンを通過しようとした時	右側のレーンにいた車両が、急に自車の前を横切り、左側のレーンへ移動した。	料金所付近ではスピードを落とし、いつ他車が割り込んでくるかもしれない予想した運転をする。
5 走行中	急カーブの先で停車している車両があり、急に渋滞が始まった為ヒヤリとした。	見通しの悪いカーブやトンネルでは、いつでも止まれるように「～かも知れない運転」を心掛ける。
6 走行中	前を走行していた車両がバーストし、横向きで急停車して道を塞がれた。(前車のタイヤから煙が出ているのに気付き車間距離をとっていたので、急ブレーキを踏まずに回避できた。)	常に周囲の状況を把握して、緊急時でも安全に対処出来るような運転をする。
7 左側車線を走行中	分岐点に差し掛かった時に、追い越し車線を走行中の車両が、急に自車の前へ車線変更ってきて接触しそうになった。	常に周囲の動きを把握しておく。
8 右側車線を走行中	左側車線だけ急に渋滞が始まり、自車の前も含め次々に右側車線へ車線変更してきた為、急ブレーキを掛けた。	渋滞している車線の隣を走行する時は、急に車両が出てくるかもしれませんと想い、車間距離やスピードにゆとりを持った運転を心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

委員会報告

青年部（有吉部長）

平成25年4月5日(金)15時より12名の幹事により幹事会が開催された。

まず、幹事会前に開催された各記念事業委員会についての報告が行われた。関ブロ10周年記念事業委員会については多数の参加者を集めるため、通知だけでなく、O Bを含め各委員会内で直接呼びかけを行うこととした。また、当日の受付等の協力についても有吉部長より呼びかけた。

東京青年部20周年記念事業委員会報告では実行委員長の矢部副部長より予算の確認と、相川幹事より記念品として作成予定のD V Dに使用する画像等のデータ提供を呼びかけた。

続いて、今月参加するアースデイ東京2013については、前日準備及び当日の機材の確認と、当日の運営方法について説明がなされた。

最後に、今後の行事予定について確認し、5月の幹事会及び6月の総会の開催日、総会後の勉強会について協議した。総会後の勉強会については新加入部員の所属会社を中心とした会社紹介を行うこととした。次回の幹事会は5月15日(水)の記念事業委員会後に開催する。

中間処理委員会（碩委員長）

平成25年4月11日(木)15時から10名の委員により開催された。

3月1日に会員処分業者（破碎業者除く）へ実施した2回目放射能アンケート（3月22日締切）の結果を共有し、放射能の各社の管理状況等について情報交換を行った。放射能アンケートは3回行うこととしており、次回は9月を予定とした。

収集運搬委員会との合同活動において検討している受入廃棄物の契約外廃棄物混入対策について現状の情報交換、対策案の話し合いを行った。

次回は、6月13日(木)15時より開催する。また、破碎・圧縮分科会は5月13日（月）15時より協会にて開催する。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成25年4月16日(火)15時から、8名の委員により開催された。

3月に開催された、医療廃棄物処理従事者研修会と医療廃棄物適正処理研修会について参加者数、アンケート結果等の報告があった。

次に、25年度の活動目標が話し合われ、これまでの委員会活動の中で常に感じていた排出事業者と処理業者の意思疎通がうまくいっていない事が取り上げられ、排出事業者と共同で何か出来ないか模索していく事になった。

また、25年度の活動予定を検討し、6月・8月・9月・1月・3月に委員会の開催、10

月・2月に研修会、11月に施設見学会とした。

次回の委員会は6月5日(水)15時から開催する。

法制度検討委員会（篠原委員長）

平成25年4月17日(水)15時より、10名の委員とオブザーバー1名によって開催された。

◆建廃の「選別」の法的位置付けの明確化<担当：高橋委員>

これまで検討してきた検討委員会の考え方もまとまり、提言の方向性も固まってきたが、要望内容にある「中間処理の定義に安全性の確保と再資源化のための行為を追加し、通知等により明確にする。」に対し表題が伴っておらず、見出しの変更を検討する。また、中間処理の定義が、法文上のどこに記載されているのか、芝田麻里弁護士に調べて頂き、次回委員会にて再検討することとなった。

◆住宅メーカー業界の扱い単位の改訂の提言（数量単位をマニフェスト記載単位へ改めることの提言）<担当：上路委員>

本テーマについては、話し合いを行うという方向で以前から進められていたが、要望としては監視を厳しくして欲しいという内容なので、特に要望書等を提出する必要はなく、事務局から東京都へ現在の状況を報告し、理解してもらうことから始める。その後、東京都より具体的な説明が欲しい等の要請があれば、少人数で意見交換を行うなど対応する。

◆変更届出書様式の統一化について<担当：山下委員>

当初の予定としては、許可申請書様式の統一化だったが、まずは提出回数の多い変更届出書に着目し、不統一な様式例、車両写真の撮り方等の指示が許可権者により異なる例等の項目で、山下委員に差異表を作成して頂いた。要望先としては、全国産業廃棄物連合会、関東地域協議会、九都県市等に協力を要請し、環境省へ上げる方法もあるが、取り敢えず差異表を基に、事務局から東京都へ意見を仰ぐ方向で動く。

◆特管品目（廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥）許可範囲の拡大（該当品目の産廃許可の包含）<担当：森副委員長>

当初の提言の方向性としては、特管許可の取得内容に合わせた産廃許可を包含して欲しいという内容であり、許可手続きの簡素化や、業務負担の軽減が目的であった。しかし、それ以上に違う問題があることに気が付き、前回の委員会で検討の方向性の見直しをしたいと提案した。特管産廃に限らず、普通の産廃でも火災や爆発事故等も起こり得るリスクのある廃棄物も多く、取り扱いについては排出事業者にも認識してもらう必要がある。特管を中心に普通の産廃も含め、安全性、事故防止の為にはどうすべきなのか、定義の方向修正を考えているが、当初のテーマとは提言内容が全く違うことから、問題点整理のため原点に戻り、検討の方向性を再整理することとなった。

◆次回委員会について

平成25年6月18日(火)に開催することとなり、約2時間30分に亘る会議が終了した。



個人保証の原則禁止 一民法改正①一

講習会では息抜き話をする余裕があまりない。そこで、誌上で四方山話をひとつ。

許可講習会の業務管理では、委託契約の話は柱のひとつだ。まず、世の中の契約は基本的に民法に従うもので、当事者の意思表示の合致により契約は成立し、契約書面が無くてもよい。しかし、廃棄物の処理には問題が発生しやすく、適正処理を確保するためにはどうしても書面契約にする必要があり、廃棄物処理法では書面契約を義務化し、記載事項までキチンと決められている……と説明を始める。

【民法の改正へ】

ところが、話の枕の民法という世の中の基本的な仕組みを支える法律が、平成21年の秋から改正に向けて長い間議論が重ねられ、中間試案なるものが今年の2月26日に公表された。社会が変わると民法のような基本的な法律も見直しが必要だという。任意のパブリックコメントが現在実施中（6月17日締切り）だ。

その大まかな話は、翌日の新聞で一斉に報道されている。

例えば、朝日新聞では、主なポイントとして、①約款の効力を明確に、②暴利行為などの無効を明文化、③個人保証の原則禁止、④消滅時効の統一化、⑤法定利率の変更、⑥債権譲渡禁止特約の緩和、⑦瑕疵（かし）担保責任の明確化、をあげている。

他の新聞もほぼ同様だが、民法の改正が、業者の皆さんの事業経営にも大きく関係するということを十分に理解されて

いるかどうか、少し心配な面もある。

廃棄物処理法は、書き方が複雑で細かいために理解しにくい。これに対して民法は、廃棄物処理法よりはるかに読みやすい。しかし、その奥行きの深さや社会への影響力は比較にならない。（手広く事業を行っている皆さんは社員や弁護士からきちんと説明を受けているのだろうが）その解釈や勉強も大変だ。

【個人保証の原則禁止】

機会があれば改正について何度か触れたいが、先ずは「個人保証の原則禁止」だ。世の中、事業を起こす際、資金調達が大きな課題となる。有り余るカネで事業を始める人はいない。許可講習会でも資金調達の話はする。しかし、調達の仕方ではなく借入先には注意せよという話だ。正規の金融機関ではなく暴力団に関わりの有るところから資金調達＝借入れすると業の許可が下りないことにもなるからだ。

中小企業における資金調達については、「融資を受けるには経営者の個人保証が不可欠」というのが常識だといわれている。したがって、産業廃棄物の処理業者も例外ではあるまい。その個人保証には問題があり、原則禁止にしようというのだ。何故か。

そもそも企業の資金調達手段として、教科書には株式や社債の発行ということが書いてあるが、中小・零細ではそのような方法は實際には使われない、使えない。このため金融機関からの借入れが中心になる一昔から変わらない。

借入れには担保が必要だ。担保には、

物的担保として土地建物に抵当権を設定するか、人的担保として保証人を立てることになる。中小・零細はそれほど多くの不動産など保有していないのが実情だ。そこでどうしても人的担保＝保証人ということになる。しかし、昔から、うっかり保証人のハンコをついたら、本人の負っていた債務（借金）を払わされることになって、人生がメチャメチャになったという話は多い。保証人には決してなるな！と親は子に教えなければならないゆえんだ。

昔、行政にあっても民法を知らないければ大きな仕事はできないと、少しは勉強したものだが、在庫や売掛金などの債権を担保とする債権譲渡担保などについて議論をし、実務が分からぬ限界からか、やはり、連帯保証はやむなしとした記憶がある。

公表された民法改正・中間試案では、保証契約は、不動産等の物的担保の対象となる財産を持たない債務者が自己の信用を補う手段として、実務上重要な意義を有しているが、その一方で、個人の保証人が必ずしも想定していなかった多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれるような事例が後を絶たないことから、原則として個人保証を無効とする規定を設けるべきであるなどの考え方方が示されているとし、貸金等根保証契約と事業者の貸金等債務を主たる債務とする個人の保証契約については、いわゆる経営者保証を対象範囲から除外したうえで、原則無効とする案が提案されている。

【モラルハザードの問題】

中小企業向けの融資には、大半が経営者本人の個人保証が付されているが、さらに経営者以外の親族や知人を連帯保証人にするということがこれまで慣行のよ

うに行われ、連帯保証人が自己破産や自殺に追い込まれるといったケースが問題となり、このような、経営者を除き原則個人保証は認めないという案が出てきたというわけだ。

個人保証を、経営者を含めてすべて無効にすると、銀行側は「個人保証がないと怖くて貸せない」ということになるため、経営者（その範囲をどのように定めるべきかは、今後更に検討される）を除くということで妥協を図る内容となっている。自分が経営している会社の債務について経営者が保証をするというのは、一種の自己責任ではないかといわれると、何だか納得してしまう。もちろん、経営者本人の個人保証についても、実務上の規制とは別に、法的制限や救済措置の検討も行われる予定だ。

経営者の個人保証については、廃止を唱える人達からは「経営者のチャレンジ精神を失わせ、企業再生を阻害している」という意見がある一方、融資をする側からは、全面的に経営者保証を禁止すると、逆に経営者が、自分には責任追及が及ばないのでからと、誠実な経営をしなくなり安易に倒産に向かう恐れがあるという。モラルハザードの問題だ。実際のところはどうだろう。交流のある産業廃棄物の処理業者さん達を見る限り、そのような怖れは無いようにも思えるのだが、実態をよく把握した上で結論を出す必要があるのではないか。また、過酷な問題の発生を回避できるような連帯保証の活用の仕方については、まだまだ工夫の余地もあるという。

（専務理事 古川 芳久）

* 民法の問題点を中心に書かれた入門書として、「民法はおもしろい」池田真朗（2012年講談社現代新書）

今、注目のバイオミメティクスが面白い ～空飛ぶサメ皮、ヤモリテープにアリ塚ビル～

今年2月、ドイツの航空会社が高速で泳ぐサメの肌にヒントを得て航空機の塗膜にサメ肌構造を型押しし、燃料消費量を改善する研究を進めている、という報道があった。サメ肌といえばオリンピックの競泳用水着に応用されて話題となつことは記憶に新しい。生物の優れた形態や機能を人間生活に役立てようという生物模倣技術「バイオミメティクス（バイオミミクリーともいう）」が近年急速に盛り上がっている。

バイオミメティクスの考え方は、1950年代に神経生理学者のオットー・シュミットが提唱した。シュミットの研究テーマは「生体の機能を工業応用すること」で、イカの神経系の研究からノイズ除去用電気回路を発明したそうだ。生き物の特徴が製品に活かされた例としては、他にも蛾の眼の無反射構造を模倣した反射防止フィルム（携帯電話やノートパソコン等の表示画面の「映りこみ」を抑える）や、壁や天井を自由に歩き回るヤモリの足裏にヒントを得た接着テープなど、身近な生活用品にも応用されはじめている。

バイオミメティクスは環境の分野でも注目されている。ノルウェーの国営電力会社は2009年、淡水と海水の塩分濃度差を利用した世界初の「浸透膜発電」プラントを開発し、自然エネルギー電力源として世界の注目を集めた。水溶液の濃度に差があるとき水は薄い方から濃い方へ動くという浸透作用を利用する。いわばナメクジに塩をかけると萎むのと同じ原理だ。淡水と海水を、塩分は通さず水だけ通す浸透膜で隔てると、塩分濃度の低い淡水が海水側に移動する。このとき海水側にかかる圧力でタービンを回転させて発電する仕組みだ。日本でも2011年、産学共同で濃縮海水と下水処理水を使った浸透膜発電に成功している。浸透膜発電は天候に関係なく安定した発電ができ、

二酸化炭素をほとんど排出しない。川が海に流れこむところであればほぼどこへでも設置することが可能なので、日本は絶好の候補地だ。「日本中の淡水と海水が混じる場所すべてに設置すれば原子炉5～6基分の電力をまかなえる」と主張する日本の研究者もいる。但しインフラ投資が高額になるため実用化はまだ先のようだ。

究極の省エネに一役買っているのはシロアリだ。アフリカに生息するオオキノコシロアリは高さ数メートルに及ぶ巨大なアリ塚の中で、食糧のキノコを栽培し子育てる。巣は煙突構造で、暑いときは地下水を利用して気化熱で巣の中の温度を下げる。中に溜まったCO₂や熱は天井部から排出され、外気温が40℃を超えて内部は30℃に保たれるという。1996年に建設されたジンバブエの複合商業施設がこの構造を応用し電気を使わない空調を実現して注目された。その後20年間、建築分野では「自然換気」の研究が進められてきたが、そもそも都市部ではヒートアイランド現象を解消しないと「心地よい風」を感じるのは難しい。都市そのものを「自然換気」する秘策はないものだろうか。

（吉本 花子 記）

《参考》

国立科学博物館、AFP、日本経済新聞等ウェブページ

～協会の主な今後の日程～

(平成25年5月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
5	8	水	常任理事会 13：30～／第2回理事会 14：30～	協会会議室
	10	金	安全衛生推進委員会 15：30～	協会会議室
	13	月	中間処理委員会 破碎・圧縮分科会 15：00～	協会会議室
	14	火	関東地域協議会女性部会 部会長会議 15：00～	協会会議室
	15	水	広報委員会 10：00～ 青年部 記念事業委員会 13：00～／幹事会 15：00～	協会会議室
	16	木	女性部 勉強会 13：30～／全体会15：00～／幹事会	協会会議室
	20	月	青年部 関プロ幹事会 15：00～	協会会議室
	21	火	全産廃連；(正副会長会議 12：00～) 理事会 13：30～	全産廃連会議室
	24	金	第1回定時総会 16：30～／懇親会 18：00～	青山ダイヤモンドホール
	5	水	医療廃棄物委員会 15：00～	協会会議室
6	7	金	青年部 幹事会 14：00～／総会 15：00～／勉強会 15：40～	協会会議室
	12	水	常任理事会 15：00～	協会会議室
	13	木	中間処理委員会 15：00～	協会会議室
	14	金	全産廃連；第3回定時総会 13：30～	明治記念館
	18	火	法制度検討委員会 15：30～	協会会議室
	19	水	多摩支部20周年式典	
	20	木	女性部 幹事会／勉強会	協会会議室
	21	金	青年部協議会 関東プロブロック 通常総会／10周年記念事業 16：00～	青山ダイヤモンドホール
	24	月	関東地域協議会；25年度第1回事務責任者会議 15：00～	協会会議室
	26	水	収集運搬委員会 15：00～	協会会議室
	27	木	安全衛生研修会 「石綿取り扱い作業従事者特別教育」 13：00～ (研修会終了後～) 安全衛生推進委員会	エッサム神田ホール

表紙の言葉

「こいのぼり」は江戸時代中期、町民が考え出したと言われています。もともと「端午の節句」は、厄払いの菖蒲を軒に挿したり湯に入れて無病息災を願う奈良時代から続く宮廷行事でした。武家社会になると「菖蒲」を「尚武」(武を尚ぶ)にかけ、男児の立身出世・武運長久を願う節句へと変化します。江戸時代、武家では旗や幟を立て、武具等を飾って男児が誕生したことを祝う習慣ができましたが、これは町人には禁じられていたため、町人たちは旗の代わりに立身出世の象徴である鯉の絵を吹き流しに描いたのが「こいのぼり」の始まりとされています。立身出世の関門を「登竜門」というのは中国の後漢書による故事で、「黄河の急流にある竜門と呼ばれる滝を多くの魚が登ろうと試みたが、鯉のみが登り切り竜になることができた」という言い伝えからだそうです。写真は、高さにちなんだ333匹のこいのぼりが飾られた東京タワー。イベントを通じて友好関係にある岩手県大船渡市の復興を願う「さんまのぼり」も共に泳いでいました。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

(株)中央ロジスティクス

(No.4178) 【旧住所】〒135-0044 東京都江東区越中島1-1-1

82ページ



【新住所】〒135-8501 東京都江東区越中島1-2-21

和興テクノ(株)

(No.4001) 【旧住所】〒113-0033 東京都文京区本郷3-19-4

111ページ

【旧電話番号】03-6801-5113

【旧FAX番号】03-6801-5114



【新住所】〒112-0014 東京都文京区関口1-24-8

東宝江戸川橋ビル9階

【新電話番号】03-6265-3920

【新FAX番号】03-6265-3921

第三東海(株)

(No.4002) 【旧代表者名】代表取締役 宇田川 照高

103・104ページ



【新代表者名】代表取締役 宇田川 稔高

JFE環境(株)

(No.3180) 【旧代表者名】代表取締役社長 塚本 英夫

167・218ページ



【新代表者名】代表取締役社長 川田 仁

(株)クマクラ

(No.2179) 【旧代表者名】代表取締役社長 熊倉 徹

154ページ



【新代表者名】代表取締役社長 熊倉 毅

(株)ヨドセイ

(No.8021) 【旧代表者名】代表取締役社長 後藤 義雄

107ページ



【新代表者名】代表取締役社長 矢崎 通文

船橋環境(株)

(No.2116) 【新法人名】オリックス環境(株)

162ページ

* 吸収合併による社名変更

【旧代表者名】代表取締役 磨山 弘太郎

【旧住所】〒273-0017 千葉県船橋市西浦2-16-1

【旧電話番号】047-432-6711

【旧FAX番号】047-432-6716



【新代表者名】取締役社長 磨山 弘太郎 * 役職名変更

【新住所】〒105-0014 東京都港区芝2-14-5

【新電話番号】03-5418-4806

【新FAX番号】03-5418-4097

北村行政書士・

産廃コンサルティング総合事務所

162ページ

(賛No.214) 【新法人名】行政書士ネット・東京会

* 組織変更による名称変更

【旧代表者名】所長 北村 亨



【新代表者名】代表幹事 北村 亨 * 役職名変更



企業組合 労協センター事業団

代表理事 藤田 徹

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔汚泥（管渠・側溝等の清掃に係るものに限る）、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず（ガラスくずに限る）（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

〔①感染性産業廃棄物〕

〒171-0014 東京都豊島区池袋3-1-2 光文社ビル6階

☎03 (6907) 8030

タカチホエンジニアリング(株)

代表取締役 永野 監持

賛助会員 車両用アイドリングストップ装置 販売代理店

〒153-0051 東京都目黒区上目黒1-18-3 405号

☎03 (3794) 7101



梅澤 隆
顧問 公認会計士

平成25年度税制改正

税務相談

質問 …平成25年度税制改正で改正内容のうち身近なものについて説明してください。

答 …まず相続税の改正のうち身近なものを説明します。

I 相続税の改正事項

1 相続税の基礎控除額の改正

基礎控除額とは、相続税の総額を計算する場合に課税価格の合計額から控除するものです。相続税の課税最低限度額でもあります。すなわち、遺産の総額がこの金額以下であれば、相続税はかかることがあります。

従来の基礎控除は定額控除5,000万円に法定相続人の人数に1,000万円を乗じたものを加えたものです。それが以下のように改正されました。

	改正前	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円 × 法定相続人の数	600万円 × 法定相続人の数

例えば、相続人が妻と子供2人の場合

改正前では8,000万円 (5,000万円 + 1,000万円 × 3人)

改正後では4,800万円 (3,000万円 + 600万円 × 3人)

3,200万円の差額があります。大幅な増税になっております。

適用時期は平成27年1月1日以後の相続に適用されます。

2 相続税率の改正

相続税の税率が改正されました。従来は6段階の区分が8段階に細分化され税率も高くなりました。

最高税率は、従来は3億円超の金額で50%でした。改正後は3億円超6億円以下が同

じ50%で6億円超は55%にアップしました。
適用時期は平成27年1月1日以後の相続に適用されます。

3 未成年者控除・障害者控除の改正

未成年者控除

(20歳 - 相続開始時の年齢) × 6万円

この6万円が10万円に改正されました。

障害者控除

一般障害者控除 (85歳 - 相続開始時の年齢) × 6万円

特別障害者控除 (85歳 - 相続開始時の年齢) × 12万円

この6万円が10万円に、12万円が20万円に改正されました。

適用時期は平成27年1月1日以後の相続に適用されます。

相続税は基礎控除の圧縮などで相続税を納める人が増えることになると思われます。

相続税は2重課税の問題があると私は考えます。

単純化した例として、もし、サラリーマンが働いて財産を残した場合、働いているときは所得税を納めています。その遺産が働いて残した財産だけであるならば、その財産に相続税をかけることは課税済みの財産に相続税を課すことになります。すなわち所得税と相続税の2つが課せられことになるのではないかと考えます。

日本では相続税があるのは当然のように考えられていますが、相続税のない国もあります。先進国の中にもあります。

日本では三代相続があると財産が無くなるといわれます。

II 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

1 概要

受贈者（30歳未満の者に限る）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校以外の者に支払われる金銭については500万円を限度とする）までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととされました。

教育資金とは次の金銭をいいます。

①学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭

②学校等以外の者に、教育に関する役務の対価として直接支払われる金銭その他一定のもの

2 申告

受贈者は、この特例を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書を金融機関を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3 払い出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければなりません。

金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、書類及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後、6年間保存しなければなりません。

4 終了時

①受贈者が30歳に達した場合

・調書の提出

金融機関は信託等がなされた金銭等の合計金額及び契約期間中に教育資金として払い出された金額その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

・残額の扱い

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課されます。

②受贈者が死亡した場合

・調書の提出

金融機関は、受贈者の死亡を把握した場合には、その旨を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

・残額の扱い

残額について贈与税は課されません。

III 所得税の改正

所得税の最高税率の見直し

従来は課税所得金額が1,800万円を超えると税率は40%でした。

改正では課税所得金額が4,000万円を超える税率は45%となりました。

この改正は平成27年分以後の所得税に適用されます。

IV 法人税の改正

1 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は特別税額控除制度

概要

青色申告書を法人の平成25年4月1日から平成27年3月31日まで間に開始する事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産設備等で、その事業年度終了の日において有するものの取得価額合計額が次の①及び②の金額を超える場合において、その生産設備を構成する資産のうち機械装置をその法人の国内にある事業の用に供したときは、その取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額の3%相当額の特別税額控除（法人税額の20%を限度）との選択ができることとされました。

① その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理した金額

② 前事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産設備の取得価額の合計額の110%相当額

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分から適用となります。

2 雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度

概要・新設（措置法42の12の4①）

青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その法人の雇用者給与等支給額（雇用者給与等支給額—基準雇用者給与等支給額）の基準雇用者等給与支給額に対する割合が5%以上であるときは、次の要件を①及び②を満たす場合は雇用者給与等支給額の10%相当額の特別税額控除（当期の法人税額の10%、中小企業者については20%を限度となります）ができることとなりました。

① 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと

② 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

この制度は「雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度（雇用促進税制）」との選択適用とされます。

・国内雇用者……法人の使用人のうち法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者

・雇用者給与等支給額……各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される 国内雇用者に対する給与等の支給額

・基準雇用者給与等支給額……平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分から適用となります。

3 交際費の損金不算入制度における定額控除額

改正前の制度

交際費の額は、その全額が損金不算入となるのが原則ですが、中小法人については一定の金額まで損金算入が認められる定額控除制度が設けられていました。

したがって、中小法人は一事業年度（1年間）で600万円に達するまでの金額については、その90%を損金算入することができました。

最高で540万円の損金算入ができました。

改正の内容

中小法人の定額控除額が600万円から800万円に引き上げられるとともに、損金不算入措置（改正前10%）が廃止されました。

すなわち、交際費として支出した金額が限度額800万円に達するまでは、全額が損金算入できることになります。

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分から適用となります。

事務局だより チュルリ、チフルリと

鳴いている。何がいるのかと上を向いたら、何とツバメであった。

季節を忘れることなく、遠い道のりを超えてやってきたのだ。全く疲れを感じさせることなく、飛び回っている。空中であるため、以前は、障害物がほとんどなく、自由に飛び回っても問題はなかったが、最近は建物、建造物が増加し、ツバメも注意して飛ばないといけない時代となつた。飛ぶ速さはどのくらいなのだろうか。とにかく、高いところから急降下して田んぼの水面ぎりぎりのところを飛び回って、昆虫類を獲物として捕まえる技は見事である。虫の大群に突っ込んでいくのだそうだ。効率が良いからだ。巣作りはこれからなのようだが、エサ運びの様子を見ていると、飽きがこない。巣の中で「ピーピー」と鳴いた瞬間に、エサを子供に与え、それが終われば、すぐにエサ取りに出かける。しばらくは、帰ってこないんだろうと同じく見ていると、もう巣の方に向かっているではないか。いつの間にエサを見つけるのだろうかいつも同じ場所にエサがあるわけでもない。や

はり、効率を考えているのだろうか。それにしても、ツバメには頭が下がる。

同じ鳥の話であるが、新潟のトキ。野生で繁殖させているが、雌雄の鳥が交互に卵を温めないと孵化しないそうだ。必ず、雌雄交代でのエサ取りが行われるが、途中で帰らないトキもあるらしい。そのようになると、どちらか一方でやらざるを得なくなるが、エサ取りに出かければ、卵が冷えてしまう。結局、孵化しなかったそうだ。自然は厳しい。

事務局は4月からの新法人への幕開けを感じつつ、5月の第1回総会に向けて準備をしています。主な内容は、事業報告、決算報告の承認等となるますが、この決算をもって公益目的財産額が確定し、それを今後計画的に支出していく、数年で終了させることになっております。終了した暁には、行政の監督もなくなり、法人の自主的、自律的な運営が実現することになります。会員の皆様、一人一人の意見がますます重要なのはないでしょうか。協会事業のさらなる発展のため、会員皆様のご意見をお待ちしています。

井野

編集後記

編集後記 新年度に入り、既に2ヶ月が経過しました。毎年、この時期は協会の総会開催に当たります。今年は新法人への移行後の第1回総会です。また、この季節は会場への街並みの木々がいっそう新緑も鮮やかになっています。自然だけはいつも我々の門出を祝ってくれています。協会も東京都の自然環境保護施策へ、いつも協力しているところです。

色彩の鮮やかさはわが国の特徴のひとつであると言って良いのではないでしようか。近年の気候の変化にも植物はすばやく適応しているようです。人間より柔軟性が高いのかもしれません。

本年度は法制度の改正の年となるようです。協会では継続的に法制度検討委員会が話し合いを重ねています。この結果は、連合会組織へ報告しています。関連する情報は本誌に掲載していますのでお読み頂ければ、幸いです。

TPP交渉への参加が正式に決定となったようです。賛成、反対、双方の意見が交錯している状況に関する報道が多くなってきています。それが業界への影響はないのでしょうか。円安、株高、インフレ2%など経済関係の話題が活発化しています。次はデノミあたりでしょうか。

環境省の施策の方向性のなかで3Rからリサイクルの占める比率が下がるような表現が出てきています。これは物事の必然なのかもしませんが、我々に対しての影響が懸念されるところです。一方で、協会の紙マニフェストの頒布が急激に低下してきています。これが電子化によるものなのか、発生量の低下によるもののかが気になるところです。いつも申し上げていますように、変化の激しい時代に突入しています。どうか、常時、事業改革革新を心掛けて下さい。

(乙顏)

とうきょうさんぱい 2013 第273号

発行人 高橋俊
企画・編集 広報委員
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-1
柿沼ビル7
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印 刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要です。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上

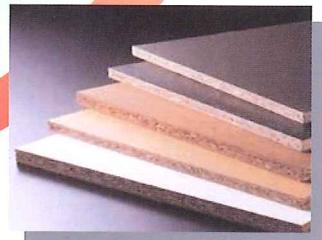


不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…。それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

TBG
TOKYO BOARD GROUP

私たち
地球温暖化防止に
全力で取り組みます